

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市労働報酬等審議会		
事務局 (担当課)		契約課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 1 3 9 1 (直通)		
開催日時		令和 8 年 3 月 2 5 日 (水) 午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 3 5 分		
開催場所		相模原市役所第 2 別館 3 階 第 8 会議室		
出席者	委 員	6 人 (出席状況は別紙のとおり)		
	その他	なし		
	事務局	5 人 (財政部長、契約課長、総括副主幹 2 人、他 1 人)		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開会 2 議題 相模原市公契約条例の施行状況について 3 報告事項 公共工事設計労務単価の改定に伴う令和 7 年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の改定及び令和 8 年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の設定について 4 その他 次回の審議会について 5 閉会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(○は委員の発言、●は事務局の発言)

1 開 会

2 議 題

相模原市公契約条例の施行状況について

事務局が資料の説明を行い、その後質疑応答を行った。

○ 工事請負に関する申出の報告では、組合が行ったアンケートでの平均日額が約 18,000 円から 19,000 円ほどであるのに対し、公契約条例で定める大工の時給 3,420 円（これを日額にすると約 25,000 円から 26,000 円）とは大きな差があると考えられる。賃金は高いはずなのに、現場に行きたいという声があまりないのは、実際に支払われていない可能性がある。現状をしっかりと調査し、必要に応じて労働者一人ひとりに賃金が正しく支払われるよう指導を強く求めたい。また、労働者の職種を正確に把握するため、市に建設キャリアアップシステムの活用を強く推奨したい。(武藤委員)

⇒● 入札参加登録の審査では、建設業法に基づく定期審査の中で、市内業者に対し建設キャリアアップシステム導入に関する加点措置を行っている。インセンティブを用いて普及を促したい考えで、強制は難しいが普及推進を今後も継続する。

○ 労働報酬下限額を下回らない賃金を達成するため、賃金の約 4 割が退職金や賞与などに含まれている場合があると聞く。例えば、労働報酬下限額の日額が 3 万円なら、退職金や賞与を除く実際の賃金は約 18,000 円になる。今回の申出に関しては退職金や賞与が実際に支払われているかどうかは事業者ごとに異なるため、確認が必要だと考える。

物価の高騰で賃金が低いと労働者の応募が減り、労働者が現場を選べる状況ができているため、雇用者側も厳しい状況にある。建設キャリアアップシステムは一時普及が進んだものの、登録事業者からはメリットが少ないとの声もあり、普及が十分とは言えない。労働者数が 100 名や 200 名になる現場だと、手続きに行列ができ時間がかかるため、メリットが感じられない面もある。(櫻内委員)

⇒● 現在確認中のため断定はできないが、申出の背景の一つとして、日額として見える賃金部分と賞与等の手当部分が労働報酬下限額に含まれている計算の仕組みが申出者に十分説明されていない可能性がある。事業者にヒアリングしたところ、事業者は日額と賞与等が労働報酬下限額に含まれる

との理解のもと支払っているとの認識だった。事業者の周知方法を確認し、もし申出者との間で認識のずれがあれば納得できる説明を求めることを考えている。労働報酬下限額の計算方法について申出者に説明し、それでも支払いがされていないようであれば、資料の提出を促し事実確認を進める調整をしている。

⇒○ 雇用契約の内容にもよるので、今後も確認を続けてほしい。(櫻内委員)

○ 勤務実績で賞与を含めるのは理解できるが、「今年度中に支払う」などと言って逃げられるのはおかしい。退職金は雇用契約で支払いが決まっても約束とは言えず、それが含まれているのも違和感はあるが、ルールなので仕方ない。公契約条例の本質は品質の確保にあると思うので、そのために労働者にはしっかり賃金を支払い、労働者は高品質な公共工事やサービスを提供するべきだ。少なくとも賞与の支払いが実際に行われているか確認や指導をしてほしい。(武藤委員)

⇒● 大半の事業者は雇用契約の通りと思っているが、中にはそういう声もあって申し出に繋がる部分もある。労働状況台帳の作成が事業者側の事務負担になるという意見もある中で落としどころを考えなければならないと認識している。検討の課題の一つとさせていただきたい。

○ 本編資料 1 ページ「1 公契約条例対象案件年度別契約件数」によれば、平成 27 年 4 月 1 日の条例改正により、工事請負契約の対象額が 3 億円から 1 億円に、業務委託契約は 1,000 万円から 500 万円に引き下げられて以降、契約件数は年々増加している。資材費や労務費の物価高騰に対応して、議会関連の条例は 3 億円から 6 億円に引き上げられている。こうした状況を踏まえ、公契約条例の対象額を工事請負契約は 1 億円から 3 億円に、業務委託契約も 500 万円から適切な額に引き上げることを検討してもよいのではないかと考える。(櫻内委員)

⇒● 工事の対象額は 30 年前から 3 億円だったところ、物価が約 2 倍に急上昇したことから、物価高騰に対応するため条例改正したものである。国の考え方としては、貨幣価値の変化の中で労働者賃金の上昇が税収増につながり、投資が生まれるという好循環を目指している。国の状況を見つつ、適切な対応を検討したい。

○ 建設業では令和 7 年 12 月から本格施行された担い手三法により、標準労務費の設定などダンピング防止の法律が進んでいる。横浜市では公共工事全てを対象に労務費ダンピング調査を行う予定だと聞いている。公契約条例の対象額を引き上げて対象案件数を減らすのは現状に逆行すると感じる。横浜市の労務費確保の動きを鑑み、相模原市も対象工事の労務費調査を進め、国の

方針に沿った市政運営を期待したい。(武藤委員)

⇒● 国のダンピング調査ガイドラインを参考に、相模原市でも調査を実施する予定である。時期は未定だが、決まり次第周知する。

○ 労働状況台帳の作成はどのくらいの事務負担になっているのか。(井口委員)

⇒● 契約案件により事務負担は異なるが、工事請負契約では附属資料 22 ページにある 51 業種ごとに労働報酬下限額が異なる点と、人数が多い場合は月ごとに作成するため、事務負担が多くなるケースもあると考えられる。

⇒○ システム化や優良企業の場合は報告を毎月ではなく 3 か月に 1 回にする、正社員といった明らかに労働報酬下限額を上回っている雇用者は、労働状況台帳の作成の対象者に含めないなどの事務負担の軽減方法として考える。(井口委員)

⇒● 提出のサイクルについて、契約初年度は勤務初月の賃金支払月の翌月に 1 回目の提出を、契約期間が複数年度にまたがる場合は、前年度最終勤務月の賃金支払月の翌月に 1 2 か月分をまとめて提出となるため、作成は毎月だが、提出頻度はまとめることで負担軽減を図っている。正社員の方であっても、公契約条例対象の業務にのみ携わっている場合と複数の業務に携わる中に公契約条例対象の業務がある場合があるが、公契約従事分のみ報告していただくこととしているため、基本給等が明らかに超えているかという確認をすることは難しいと考える。各事業者が使用するシステムが異なるなど D X 化が難しいと感じる。審議会でのご意見や他自治体の先進事例を参考にしながら、改善を図りたいと考えている。

○ これまで公契約条例に定めている受注者の公表や契約解除の事例はあるのか(若山委員)

⇒● 契約解除や指名停止に至った悪質案件の該当はない。これまでの申出のケースは実際に支払われた賃金と労働報酬下限額の不足の差額は迅速な支払いををするといった受注者の誠意ある対応を確認しており、公契約条例に規定している受注者の公表や契約解除等に至ったケースはない。

○ 書類の管理の大変さからくる事業者の負担軽減が課題と感じた。(松澤委員)

⇒● 書類作成がきっかけとなり気付くケースもある。悪質なものは現在ない

○ 簡略化すると悪質な事業者も現れる可能性も考えられる。(草薙委員)

⇒● 少ない人員で労働状況台帳の作成に取り組む事業者からは、書類が多いという声をきいている。日々落としどころを探しながら、小さな改善を繰

り返し取り組んでいる。また、入札参加登録の申請にあたり、納税状況の確認、資格確認及び暴力団との関係がないことの確認を行っており、申請時点で悪質業者が参入できないよう審査を強化している。

- 工事請負契約の場合、下請業者からも提出を受けるのか（井口委員）
 - そのとおり。元請けから一次下請業者、さらに二次下請業者、三次下請業者も労働状況台帳の提出の対象であるため、時間がかかる。（櫻内委員）
- ⇒● 課題の一つとして受け止めている。

3 報告事項

公共工事設計労務単価の改定に伴う令和7年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の改定及び令和8年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の設定について事務局から資料を説明した後、質疑応答を行った。

- 本編資料7ページ目（4）取扱方針の説明に「自動更新」とあるが、再検証は毎年していないのか。（井口委員）

⇒● 「自動更新」という表記を用いているものの、令和7年9月17日に工事請負契約の労働報酬下限額についての設計労務単価90%が妥当という答申をしている。新しい設計労務単価が発表となり労働報酬下限額を改定したことに対して「自動更新」という表現を使用している。

- 設計労務単価は年度ごとに国で発表される単価である。極端な話、半年前の審議で決まった内容が半年後に改定される。物価の高騰が急激なため、追いついていかないのが現状である。（櫻内委員）

⇒● 20～30年間は賃金上昇率が横ばいのため1年に1回の更新でも差は出なかったが、ここ4～5年は急激な賃金上昇が顕著で、タイムラグが生じてきているのが全国的な課題の一つである。

- 建設の現場では、担い手三法が決まり標準労務費を設定し、国土交通省の労務費のポータルサイトで都道府県ごとの業種別に標準労務費を検索することができる。設計労務費と歩掛り（1日に1人当たりの作業量を定めたもの）を定めており、まさに設計労務単価だと考える。労働報酬下限額は設計労務単価の90%のため、労働報酬下限額よりも高い単価が標準として設定されている。先程、賃金額の4割近くに退職金や賞与等が含まれているという話があったが、その分目減りすることから、労働報酬下限額の設定額は低いと感じる。以前は設計労務単価の90%が妥当であったかもしれないが、標準労務費の設定により民間含めた現場で広がっていくと思われ、公共工事の高品質が担保されないことが懸念されるため、設計労務単価の90%以上の引上げの検討が望ましいと考える。その一方で発注者側が下限額を高め設定

しダンピング対策に努め、元請業者が高い金額で工事を受注できるように努めていってほしい。また、工事請負契約の労働報酬下限額が相模原市含め設計労務単価の90%が多い中で、川崎市は設計労務単価の92%となっている。そこにヒントがあるのではないか。(武藤委員)

⇒● 相模原市として適切な数値を検討していくために、引き続き他自治体との情報交換に努めていきたい。

○ 附属資料22ページ目の全職種平均値は最低賃金の上昇率と異なるように見えるのはなぜか。(松澤委員)

⇒● 単純平均で算出しているので、業種により差があるためである。

4 その他

次回の審議会の開催予定について確認した。

5 閉 会

相模原市労働報酬等審議会委員出欠席名簿

氏 名	区 分	所 属 等	備 考	出欠席
いぐち み き 井口 実紀	学識経験の ある者	神奈川県社会保険労務士会 相模原支部 特定社会保険労務士	会長	出席
わかやま ももこ 若山 桃子	学識経験の ある者	神奈川県弁護士会所属 弁護士		出席
まつざわ ただし 松澤 直	労働者団体 の代表者	相模原地域連合 事務局長		出席
むとう ひろはる 武藤 尋晴	労働者団体 の代表者	神奈川土建一般労働組合 相模原支部 事務局長		出席
くさなぎ のりゆき 草薙 典幸	事業者	相模原商工会議所 会員		出席
さくらうち やすひろ 櫻内 康裕	事業者	相模原商工会議所 2号議員・常議員		出席

(敬称略・区分ごと五十音順)